

港湾運送事業を取り巻く状況 (前回委員会における各委員からの ご指摘事項について)

港湾運送事業における適正取引等推進のための
ガイドライン検討委員会

国土交通省港湾局港湾経済課
令和7年10月

価格転嫁や取引の適正化が難しい背景（ヒアリング結果）

港湾ユーザー（荷主、船舶運航事業者他）と港湾運送事業者の関係について

- 港湾運送事業者の事業継続には、一定量の貨物の取り扱いを維持することが必要であるため、港湾ユーザーからの要求に対して、どうしても受け身の姿勢になり、港湾運送事業者から強い要求がしづらい。このため、港湾ユーザーとの取引が長きにわたると、「言われたことには対応してくれる」という状況になりがちとなる。
- サプライチェーン全体でのコスト見直しの際は、物流コストの削減が最初にターゲットになり、立場の弱い港湾運送事業者はそのしわ寄せがくる。
- 港湾運送事業者は、安定的に港湾物流を確保することが求められており、価格転嫁が十分ではないからと言って、安易に荷役を断れない。
- 資本金区分により大企業であっても、取引の相手方という関係から価格転嫁や取引の適正化が難しい。（資本金の大小にかかわらず取扱貨物を提供する港湾ユーザーが優位な立場にある）

港湾運送事業者間の元請と下請の関係について

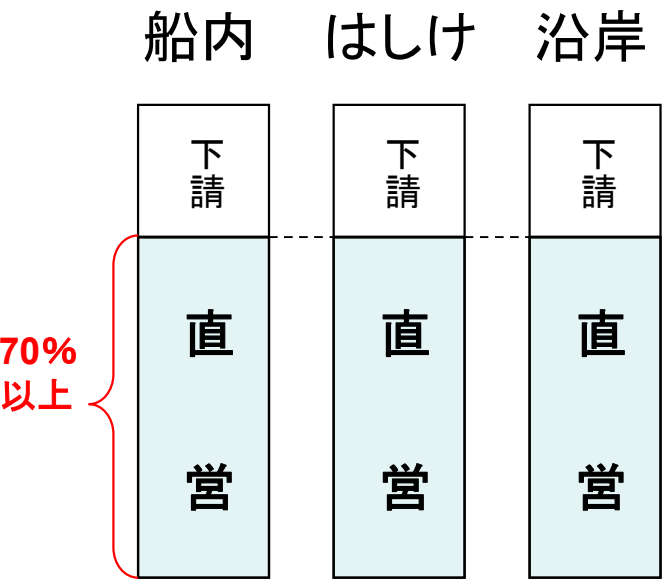
- 港湾運送の元請事業者は、港湾運送事業法上、原則として、引き受けた貨物を自ら行わなければならないが、「密接な関係を有する下請事業者に下請させた場合は、自ら行ったものとみなされる。」と規定されている。密接な関係を有する下請事業者とは、元請事業者が下請事業者「発行済株式の一定割合の保有」、あるいは下請事業者に「役員等の派遣」、その上に「長期専属契約による取扱貨物量の保証」などにより、元請事業者と下請事業者の関係が構築されている。
- 密接な関係を有する下請事業者のケースは、相互補完の関係となるが、その反面、元請事業者による料金の値上げは行われるものの必ずしも下請事業者が満足できるものではない場合がある。
- 港湾ユーザーから元請事業者に対する支払いにおける価格転嫁や取引の適正化が不十分だと、下請事業者への支払いが連動し、港湾労働者へ満足する報酬が支払われにくい要因の一つになっている。

港湾運送事業者における元請と下請の関係

【原則】

(第16条第1項)

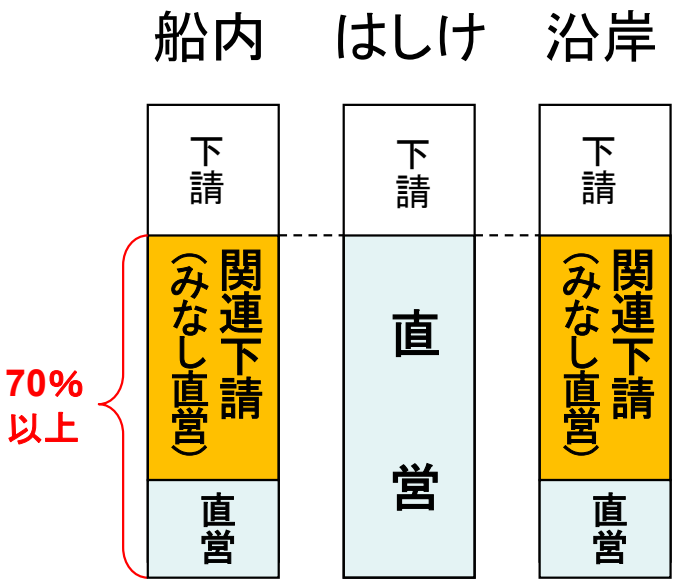
元請事業者は行っている業務のいずれの種別においても、70%以上「直営」することが必要。



【基盤制度】

(第16条第2項第1号)

元請事業者がいずれか一つの種別において70%以上「直営」している場合は、その他の種別において「関連下請事業者」による行為を「直営」とみなして算入できる。

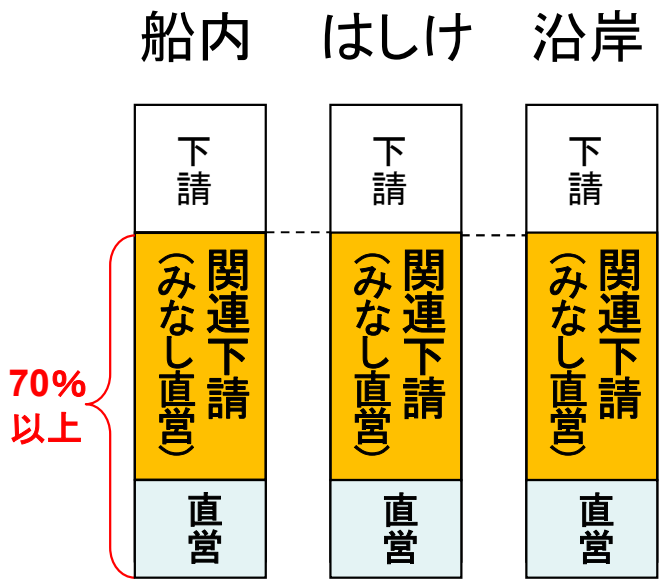


【統括管理基盤】

(第16条第2項第2号)

元請事業者が総引受貨物量の50%以上についてコンテナ埠頭等における「統括管理行為」を行っているときは、いずれの種別においても「関連下請事業者」による行為を「直営」とみなして算入できる。

統括管理行為



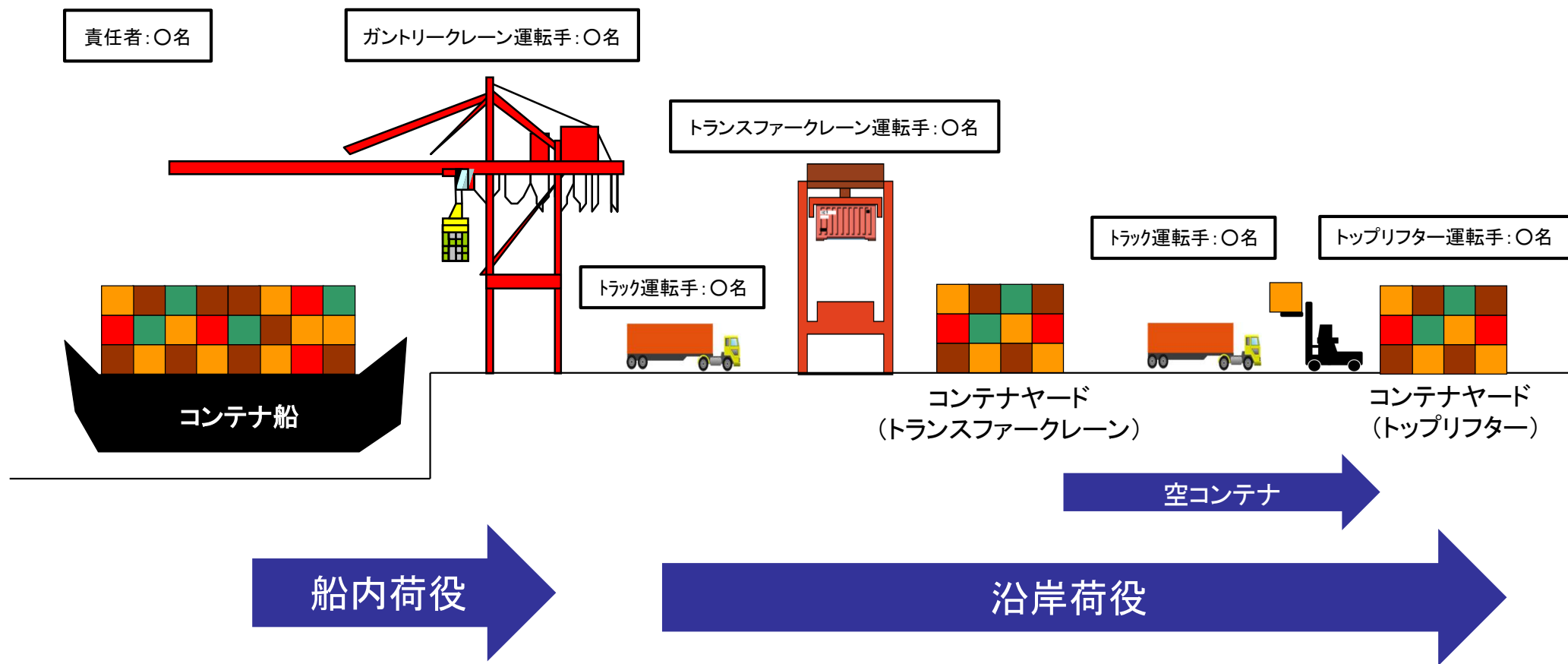
(注1) 関連下請事業者: 元請事業者と資本関係、役員派遣の関係、一定の契約関係がある等密接な関係があるとみられる下請事業者

(注2) 統括管理行為:

- ①一般港湾運送事業者が、電子計算機を使用して行う船積貨物の荷役の計画の作成その他の船積貨物に係る情報の処理及び管理。
- ②下請事業者に対する作業の指示及び監督。

原価計算の考え方①

○ 原価計算の対象となる荷役作業（作業費部分）イメージ図（コンテナ荷役の場合）



原価計算の考え方②

○ 原価計算イメージ

基礎資料		原価計算（単位：円）				
貨物名		項目			原価	構成比
1ヶ月取扱量(A)	トン/TEU/REU(※)	作業費(B)	直接作業費	労務費		
作業員構成	責任者 名			作業機材費		
	ガントリークレーン 名			計		
	トランスファークレーン 名		作業管理費			
	トップリフター 名		作業費計			
	トラック運転手 名		一般管理費(C)	人件費		
計 名	物件費					
作業機械器具等	トランスファークレーン 台	管理費計				
	トップリフター 台	金融費用(D)				
	フォークリフト 台	原価(E)		B+C+D		
	シャーシヘッド 台	利潤(F)				
作業管理部門	作業管理者 名	合計(G)			E+F	
	計 名	単価			G/A	
作業管理物件	連絡車両 台	届出単価				
一般管理部門						
一般管理物件						

下請事業者へ委託する場合の下払費も含まれる。

作業機材費は、所有する機材の減価償却費、修繕費、燃料費のほか、大型機械やバースの施設使用料等が含まれる。

資金調達にあたっての支払利息等が含まれる。

(※) REU: 20フィートコンテナを1REU、40フィートコンテナを1.5REUと換算する単位。

契約書のイメージ

業務請負委託契約書

第1条(委託業務の内容)

第2条(業務の遂行義務)

第3条(委託料) ※別記

第4条(支払条件)

第5条(責任の範囲)

第6条(損害賠償)

第7条(法令遵守)

第8条(異常事態の通知)

第9条(機密保持)

第10条(紛争解決)

第11条(契約期間・更新条件)

第12条(契約に無い事項の協議)

別記料金表(コンテナ荷役の場合)

1. 基本料金 ¥・・・／20F
 ¥・・・／40F
2. 土日・祝日荷役に於ける割増料金
3. 附帯作業料金
 - ① リハンドリング料金
 CELL TO CELL (※)
 ONCE LAND (※)
 - ② リーフアーコンテナ(※)の取扱料
 - ③ 特殊コンテナ割増
 - ④ コンテナ保管料
 - ⑤ Extra Shift
 - ⑥ コンテナ清掃・修繕料
4. その他の料金

(※) CELL TO CELL : 船倉内で貨物を移動させる作業
ONCE LAND : 荷降ろしした貨物をそのまま船倉に
荷積みする作業
リーフアーコンテナ : 冷凍・冷蔵貨物用のコンテナ